



暴追とちぎ

第62号

平成30年1月



CONTENTS

新春のごあいさつ	1
警察本部長年頭のごあいさつ	2
暴力追放県民センターの活動状況	3
暴力団の情勢	5
広報啓発活動	6
暴力追放功労表彰受賞者の紹介	7
栃木県暴力団排除条例Q&Aシリーズ③	8

更生の
誓いに差し出す
支援の輪

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内 TEL 028(627)2995



新春のごあいさつ

公益財団法人

栃木県暴力追放県民センター

理事長 菊池 功

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素から、栃木県暴力追放県民センターの事業や運営に深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。特に、財源確保に特別のご支援を頂いている賛助会員の方々には、重ねて感謝申し上げます。

さて、今、社会における暴力団排除が急速に進む中、全国の暴力団勢力は、昭和38年のピーク時の5分の1近くまで減少しており、本県においても同様の傾向にあります。更に、組織内の不満などから主要な指定団体が分裂を重ねる事態となっています。

このような情勢を捉えて、「暴力団もかつての総会屋のように衰退していく。」と見る方もいますが、残念ながら、そう簡単にはいきません。暴力団は組織の実態を隠蔽しながら、「潜在化」「偽装化」を一層強くし、市民生活に溶け込み、多様な資金獲得活動を行っています。

そこで、今こそ、何より重要なことは、県民一人ひとりが「暴力団の存在を絶対に認めない」とのより強い信念と勇気を持ち、社会全体で暴力団排除に取り組む環境を整え、確実に実行していくことではないでしょうか。

皆様をはじめ、多くの先人達の努力と苦労の上にできあがった、今日の暴力団排除機運の高まりを絶対に低下させないために、暴力団の姿が見えにくくなったなどと油断せず、どうか、引き続き危機感を持って、高い暴排意識を維持していただきたいと思います。

当センターとしましては、今後とも、警察、弁護士会をはじめ、関係機関・団体との連携をより緊密にしながら、全力で各種活動に取り組み、社会の敵である暴力団の壊滅に向けて職員一同一層の努力をしてまいりますので、引き続き、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今年の「戌年」は、「商売繁盛・収穫」の酉年に続く、「守りの年」と言われますが、今年一年、皆様の益々のご健勝、ご多幸をお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭のごあいさつ

栃木県警察本部長

福田 正 信



新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、お健やかに新しい年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年中は、暴力団排除活動を始め、警察行政各般にわたり深い御理解と御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、暴力団を巡る情勢ですが、六代目山口組と神戸山口組は、依然対立抗争の状態にあり、その中で神戸山口組傘下組織の一部が新たな団体の結成を標ぼうするなど内部対立の状態となり、これに起因すると見られる銃器使用の殺人事件が発生するなど、予断を許さない状況が続いております。

県警察では、平成28年3月、「対立抗争集中取締本部」を設置し、両団体に対する取締りを強力に推進した結果、同月、本県において発生した対立に起因する2件の事件について、昨年までに被疑者を検挙するとともに、兵庫県下にある両団体の本部事務所の捜索を実施するなど、強い対決姿勢を示したところです。

一方、暴力団排除活動につきましては、県及び県内全ての市町において「暴力団排除条例」が施行され、その意識が着実に浸透し、社会全体で暴力団排除の取組が幅広く推進されているところであります。

県警察といたしましては、暴力団に対する取締りを強力に推進するとともに、公益財団法人栃木県暴力追放県民センター、各自治体、関係機関との連携を一層強め、勇気と熱意を持って暴力団排除活動に取り組む方々の安全を確保しながら、皆様の前面に立って、暴力団排除のための各種施策を強力に推進してまいります。

皆様におかれましては、引き続き、それぞれの立場から暴力団排除活動に御尽力いただくとともに、警察に対する御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、私の年頭のごあいさつといたします。

●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

(10月～12月)

●少年指導委員研修会

10月2日 栃木県警少年課と連携して研修会を開催し、少年指導委員66名に対して、少年を暴力団から守るための知識等に関する研修を行いました。



●小山・野木地区暴力追放大会

10月12日 小山市立文化センターにおいて、小山市・野木町の市民約150名が参加して小山・野木地区暴力追放大会が開催され、当センター専務理事が来賓として出席、活動支援金を交付して後援しました。

●第14回暴力団追放栃木県民大会の開催

10月25日 栃木県総合文化センターにおいて栃木県警と当センターの主催による第14回暴力団追放栃木県民大会を開催。大会には、賛助会員等約500名が参加し、暴力団排除活動功労者への表彰や、元日弁連民暴対策委員長深澤直之弁護士が「企業・行政のクレーマー排除の仕方」と題する特別講演を行いました。



アトラクションとして、栃木県警察音楽隊の演奏とカラーガード隊の演技が花を添えました。



●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

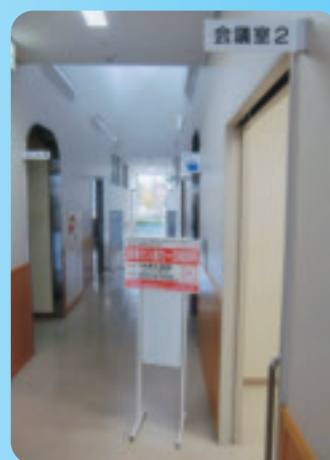


●平成29年度第2回理事会

10月30日 平成29年度第2回理事会を開催し、当センターの役員を委嘱する同意1件を議決、理事長及び専務理事の職務執行状況等の報告事項2件を報告しました。

●民事介入暴力一日相談所

11月1日 西那須野公民館において、警察本部組織犯罪対策第一課員、栃木県弁護士会民暴対策委員会弁護士、当センター暴力追放相談委員による民事介入暴力一日相談所を開設し、相談1件を受理しました。



●「警察展」での広報啓発活動

11月11日 宇都宮市オリオン市民広場において、警察活動に対する県民の理解と協力を得る場として開催された「県民ふれあい警察展」に参加し、暴力追放啓発活動を行いました。



●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

●下野警察署管内暴力追放・交通安全市町民大会

11月24日 下野グリムの館において、下野市、上三川町の市町民約200名が参加して第12回下野警察署管内暴力追放・交通安全市町民大会が開催されました。当センター専務理事が来賓として出席、活動支援金を交付して後援しました。



●栃木県民事介入暴力対策協議会研修会

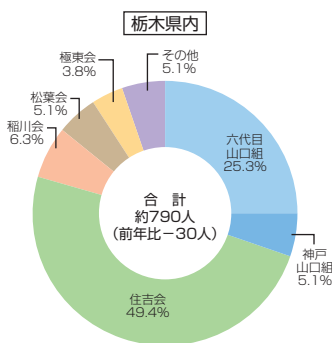
12月8日 栃木県警、栃木県弁護士会、当センターの三者による民暴対策協議会を開催し、暴力団離脱者との係わり等について研修を行いました。



暴力団の情勢

① 暴力団の現況

- ・ 指定暴力団は、現在22団体
- ・ 六代目山口組、神戸山口組、住吉会、稲川会の4団体で、全国の暴力団構成員等総数の70%強（平成28年12月末）を占めている。
- ・ 本県にはこの4団体のほか、極東会、松葉会が存在する。



平成29年末現在

組織名	構成員等
六代目山口組	約200人
神戸山口組	約40人
住吉会	約390人
稲川会	約50人
松葉会	約40人
極東会	約30人
その他	約40人
合 計	約710人

② 暴力団の検挙状況など

- ・ 平成29年中の栃木県内における暴力団構成員等の検挙人員は、**256人（暫定値）**。
- ・ 栃木県内の検挙適用罪種は、覚せい剤取締法違反、傷害、窃盗、詐欺が主。
- ・ 詐欺事件の内容については、暴力団構成員の身分を隠して銀行等金融機関の預金口座を作った事件や、高齢者が被害者となった特殊詐欺事件がある。
- ・ 平成29年中の栃木県内における中止命令発出件数は、**2件**。

広報啓発活動

暴力団追放広報啓発活動を、次のとおり行いました。

- JR宇都宮駅ペディストリアンデッキへの横断幕掲載
- JR宇都宮駅構内ホームベンチにおける暴力団追放広告掲載
- 栃木県民の日イベントにおいて暴力団追放広報啓発活動
- 3月県内高校を卒業する全生徒への「少年を暴力団から守る」リーフレット配布による広報啓発活動
- 暴力追放ポスター、カレンダーの作成配布
- 広報誌・不当要求撃退マニュアル等の配布



暴力追放功労者表彰受賞者紹介

警察庁長官・全国暴力追放運動推進センター会長連名表彰

平成29年度全国暴力追放運動中央大会（11月28日 明治記念館）

- 暴力追放功労者栄誉銅章
・ 赤 松 由 章 様



関東管区警察局長・関東管内暴力追放推進センター連絡協議会会長連名表彰

暴力追放県民大会（10月25日「伝達」 栃木県総合文化センターサブホール）

- 暴力追放功労者（2名）
 - ・ 小野崎 要 造 様
 - ・ 田 嶋 章 夫 様
- 暴力追放功労団体（2団体）
 - ・ 一般社団法人栃木県警備業協会 様
 - ・ 栃木県証券協議会 様



栃木県警察本部長・栃木県暴力追放県民センター会長連名表彰

暴力追放県民大会（10月25日 栃木県総合文化センターサブホール）

- 暴力追放功労者（5名）
 - ・ 實 川 光 様
 - ・ 入 江 和 夫 様
 - ・ 長 壁 孝 広 様
 - ・ 浅 野 恵 一 様
 - ・ 澤 田 俊 様
- 暴力追放功労団体（1団体）
 - ・ 暴力追放大田原市民会議 様



栃木県暴力団排除条例 Q&Aシリーズ ③



栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会

委員 須賀 正 人

【事例】

私は、レンタカー業を営んでいる者です。最近、私の店舗から車を度々借りに来る人が暴力団員であり、借りた車を暴力団の定例会で使用したり、暴力団組長の送迎などに利用していることが分かりました。

当該暴力団員は、私達を脅してきたり、無断で返却を延長したりもしませんし、車に傷や汚れをつけたりもしません。もちろん、代金もちゃんと支払ってくれます。

私としては、相手方が暴力団員であったとしても、お客さんとしては、いいお客ですから、今後も借りたいとの申込があった場合には、車を貸そうと思っています。



私の行為は、栃木県暴力団排除条例にひっかかるのでしょうか？

条例14条3項に抵触し、条例違反となります。

条例14条3項には、「事業者は、その行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することを知りながら、暴力団員又はその指定する者に対し、金品等を供与してはならない。」と規定されています。

本件では、レンタカーが暴力団の定例会や組長の送迎などに利用されており、暴力団の活動を助長又は運営に資することになります。

そして、事業者がそれらの事情を知っていた場合になりますので、今後も車を貸しだす行為は、条例14条3項に抵触することとなります。





では、今まで知らずに暴力団員に対して、車を貸していた行為については、なにか問題になるのでしょうか？

事情を知らずに暴力団員に車を貸していた行為については、条例14条3項には抵触しませんが、事業者としては、暴力団に利益を与えることがないようにする責務(努力義務)がありますので、今後はこのようなことがないように注意する必要があります。

条例5条には、「事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用し、又は暴力団に利益を与えることのないようにするとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。」と規定されており、事業者の社会的責任として、暴力団排除の責務が規定されております。

このため、事業者としては、知らないうちに暴力団に車を貸して、暴力団の活動を助長するようなことにならないように注意することが必要となります。



注意をする必要があるのは分かりましたが、相手方が暴力団員であることや暴力団の活動で利用することは、事前に知ることができないので、注意のしようがないのではないのでしょうか？

いいえ、そんなことはありません。

相手方の言動や態度に注意し、相手方の言動や態度が疑わしい場合には、契約をする前に、警察、暴迫センター、弁護士会の民事介入暴力対策委員会などに相談してください。

また、契約の申し込みの際に、反社会的勢力に属さないことについての表明書への署名をお願いしておけば、暴力団組員へのけん制にもなりますし、事後的に暴力団員と分かった場合には、契約解除ないし損害賠償請求をすることができるようになります。

契約書や約款に、事後的に暴力団員と分かった場合には解除ないし損害賠償請求ができる規定をいれておくことも有用です。

さらには、店舗受付にステッカーやポスターによる暴力団員を排除する意思表示する方法も良いと思います。





取引してはいけないことは分かったのですが、今まで取引をしていたのに、急に断ったりしたら、相手が怒りだしたりすると思うので、断るのが怖いのですが、どうすればよいでしょうか？

そのような場合には、事前に、警察、暴迫センター、弁護士会の民事介入暴力対策委員会などに相談した上で対応することをお勧めいたします。



● 弁 護 士 相 談 の 日 ●

毎月第3水曜日、当センターに栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会所属の弁護士が待機し、無料で相談を受けています。

民暴事案に詳しい弁護士が相談を受けますので、お困りの方は、是非ご利用ください。

なお、3月は22日(木)、8月は22日(水)にそれぞれ変更になっていますのでご注意ください。

無料
秘密厳守

弁護士相談の日

毎月第3水曜日 午後1:30～午後3:30

暴力団からの民事介入でお困りの方は
お気軽にご相談下さい。

公益財団法人
栃木県暴力追放県民センター
宇都宮市昭和3丁目2番8号
しもつけ会館1階（旧アーバンしもつけ）

相談電話 028-627-2600

暴力団に関する悩み、困りごとは

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター へご相談ください

相談電話 028-627-2600

事務局 宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内

TEL 028-627-2995 FAX 028-627-2996 URL <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

- 相談は無料。秘密は厳守します。
- 暴力追放相談委員が、皆さんからの相談に応じます。
- 暴追センターで委嘱している弁護士、保護司、少年指導委員にも相談ができます。
- 相談は、面接のほか電話や手紙、メール等でも結構です。
- 相談は、毎週月曜日～金曜日（休日祝祭日を除く）
- 弁護士相談の日は、毎月第3水曜日の午後1時30分から午後3時30分までの間、当センター相談室で行っています。



賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

（公財）栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同してご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしております。

●会員には

- 暴力団等反社会的勢力に関する情報を提供します。
- 賛助会員章（プレート）、暴追センター機関紙、暴排ポスター、不当要求対応マニュアル等の資料を提供します。
- 暴追大会、セミナー等のご案内をいたします。
- 税制上の優遇を受けることができます。

センターは公益法人ですので、賛助会費は税法上の寄附金として優遇措置（控除の対象）を受けることができます。
個人会員の場合は税額控除※の対象となります。
※税額を算出した後、一定の計算式により税額を控除する制度。

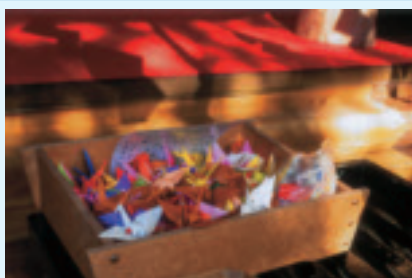
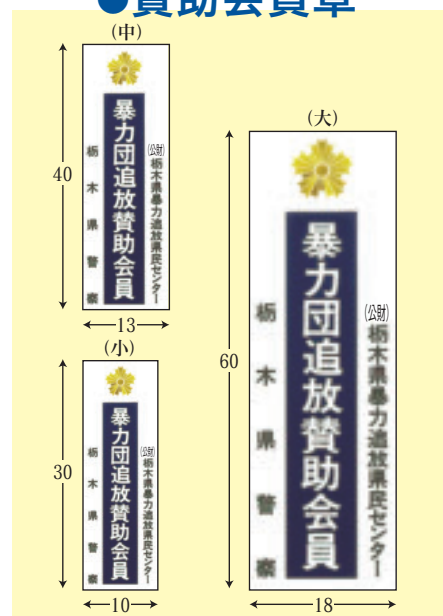
●賛助会費 年額（口数の制限はありません。）

法人・団体 1口 10,000円

個人 1口 5,000円

●入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

●賛助会員章



暴追とちぎ平成30年1月号（通巻62号）表紙写真

「願い届けて」

日光市大室の「大室たかお神社」で撮影しました。願い事を書いた紙を折り鶴にすると願い事が叶うという言い伝えがあるようです。千羽鶴などは「病気快癒」の願いを込めて送る習慣もありますね。たくさんの折り鶴に書かれた願いが叶うかのように朝の光が差し込んでいました。由緒ある神社、折り鶴、朝の光、神々しい光景に出会うことができました。

撮影者 会社員 秋本悦男氏